

さいたま市議会
議会の在り方に関する調査会報告書

平成25年2月

議会の在り方に関する調査会

議会の在り方に関する調査会報告書目次

○議会の在り方に関する調査会の設置と調査審議事項	1
○調査会における調査審議内容	2
○調査審議項目についての報告	
I 「議員報酬に関すること」についての調査審議の報告	7
II 「政務調査費に関すること」についての調査審議の報告	10
III 「議員の定数に関すること」についての調査審議の報告	11
○調査会を終えるにあたって	14
〔巻末資料〕	
さいたま市議会議会の在り方に関する調査会設置要綱	15
さいたま市議会議会の在り方に関する調査会公開要領	17
さいたま市議会議会の在り方に関する調査会委員名簿	22

○議会の在り方に関する調査会の設置と調査審議事項

平成 24 年 3 月 16 日の 2 月定例会の本会議において調査機関設置の件が全会一致で議決されたことを受け、平成 24 年 4 月 1 日に「議会の在り方に関する調査会」が設置されました。

その後、平成 24 年 6 月 5 日に第 1 回の調査会が開催され、以下の事項について、さいたま市議会議長より調査審議の依頼を受けました。

- ① 議員報酬に関すること
- ② 政務調査費に関すること
- ③ 議員の定数に関すること
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、議長が議会の改革に必要と認める事項

以後、平成 25 年 1 月 22 日に至るまで、計 7 回の調査会を開催し、上記の事項について意見を交わし、調査審議を行いました。

○調査会における調査審議内容

本調査会での調査審議の主な内容は次のとおりです。

第1回調査会（平成24年6月5日）

議会局より、さいたま市議会の議員報酬、政務調査費及び議員定数におけるこれまでの経緯について説明があり、今後の本調査会での議論の進め方等について協議した後、今後の議論のための資料について要求しました。

第2回調査会（平成24年7月25日）

（前回の要求内容に従い）議会局より、資料の提供及び説明がありました。

「議員報酬」についての主な質疑・意見等

- ・本調査会の報告書が特別職報酬等審議会との関係でどのような扱いとなるのか。

「議員定数」についての主な質疑・意見等

- ・平成20年9月定例会において議員定数を64人から4人減らした理由・経緯について
 - ・地域経済の発展という視点からは、ある程度の議員数が確保されたほうがよい。
 - ・活発な議会のための適正な議員数について、金額的な面だけでなく、議員の職務、活動内容からも判断すべき。
 - ・地域的な観点からも安易に議員数を減らすことは、議員1人の負担が増加する懸念がある。1人ひとりが一生懸命職務を全うすることが重要。
 - ・活動内容との見合いで、極端な話では、仕事をしない議員が多いのなら減らせばよいし、十分に働いているのなら現状の数でも増やしてもよいという見方もある。
- また、合併で議員定数が減ったことにより地域的な実情が議員活動によってどのくらい区政や行政に反映されているのかという見方もある。
- 県内他市の議員一人当たりの人口数を比較しても、約2万人に1人のさいたま市と3,000人程度に1人という市とで、同じ議員活動とは言いがたい。
- 従って、活動の実態、内容と地域、区への意見反映の状況などを把握する必要がある。
- ・さいたま市が誕生し10年経ったばかりであり、区ごとの格差をなくすなど政策的にいろいろと行うことがまだまだあるかと思う。ここでまた議員を減らすことがそういった面からもよいことなのか疑問。
 - ・議員定数の適正性について客観的に捉えるため、総務省（旧自治省）で有権者の人口構造、産業構成なりで示したものがあればそれがひとつの指標となる。
 - ・議員の活動は、議会内での役職や会派での役職などによりかなりの個人差が生じる。一律に同じ議員活動を示すのは難しい。

第3回調査会（平成24年8月31日）

（前回の要求内容に従い）議会局より、資料の提供及び説明がありました。

「議員報酬」についての主な質疑・意見等

- ・市長の附属機関として設置されている特別職報酬等審議会と本調査会との関係については整理されていない部分があるが、本調査会としては独自の指針を提示するスタンスで議論すべきである。
- ・政令指定都市になり議員の活動自体が旧市時代と比べ、議会改革などを通じ、かなり変わった印象を受ける。議員活動が日常化しており専門的に取り組まなければ、本腰を入れた議員活動は難しくなっている。

「政務調査費」についての主な質疑・意見等

- ・政務調査費であったものが政務活動費と平成24年8月29日に地方自治法の一部が改正され、用途が少し緩やかになったものと考えられる中で、どう使っていくべきなのかという議論が必要である。

「議員定数」についての主な質疑・意見等

- ・議員定数と議員報酬の問題を連動させると、金額の面である意味「出入り」のような形になってしまう傾向が見える。本調査会ではそれぞれの問題を分けて考え、さいたま市の現状、役割、規模などから議員の定数がどうあるべきかを考えたい。
- ・政令指定都市間のデータ比較ではさいたま市は概ね中位に位置しており、それによって判断すると妥当なところとなってしまう。単純なデータ比較だけの議論にとどめたくはない。
- ・人口も重要な要件であるが、政策形成なり行政に対するチェック機能として、どの程度の議員が必要なのかを議論すべき。
- ・議員を減らしていったら、仮に1区1人、2人になったとき本当に住民代表として議論ができるのか疑問である。市立中学校や公民館などの設置状況を参考にして地域コミュニティの状況や議員がどのようにその地域とかかわりを持っているのかを検討すべき。
- ・二元代表制の下では、市長は市域全体を代表するものであり、議会の議員は地域の代表として選ばれているという部分もあり、それぞれ担うものが違い、それにより緊張感をもって対峙することができる。

第4回調査会（平成24年10月16日）

（前回の要求内容に従い）議会局より、資料の提供及び説明がありました。

「議員報酬」についての主な質疑・意見等

- ・議員活動の対価として議員報酬があると考えられるので、議員として行うべき活動内容を整理したうえで、慎重に議論を進めてはどうかと考える。抽象的な議論になるが、議員活動調査の内容を、議員報酬に含めるべき活動と含めない活動に分けて考えていくことはできないか。職務に見合った額となっているかどうかを判断するうえでは、一度確認すべきである。
- ・議員報酬の対象としての活動を分けて考えることは議論の方法としては理解できるが、全ての活動を明確に分けること、それに対して評価することは大変困難なことと考える。
- ・専門の議員が基本となっている今、議員報酬は生活給としての意味合いも持っており、職務の内容に応じた部分だけで成り立つものではない。
- ・議員報酬を考える際の基準については、活動はするけれども結果につながらない場合や活動は少ないけれども結果につながる場合など、評価しづらい部分も考えられる。正しいかどうかは別として、議員報酬は身分給だという考え方もある。

「政務調査費」についての主な質疑・意見等

- ・政務活動費について、さいたま市議会での条例改正に向けた動きはどうなっているのかまた、その改正に関して、本調査会での議論がどのように関わるのか。
- ・政務活動費をさいたま市議会として、どう位置づけるかの話を抜きには議論ができないと考える。議論のための前提が変わってしまっているが、そのことについてどう扱ったらよいか。

「議員定数」についての主な質疑・意見等

- ・提出された資料より公民館や市立中学校の設置数、地区自治会連合会の数などとも現在の議員定数はある程度対応している数値として見て取ることができる。
- ・現在の議員定数の60人を明確に根拠付ける基準はないが、政令指定都市全般の状況、さいたま市議会の定数削減の経緯、今までの本調査会の議論等を考えると、議会の機能を維持していくためには現状が妥当ではないか。
- ・今回提出の資料における数値のデータや議員の活動状況調査などを見ても現状の議員定数が妥当である。
- ・議員1人当たりの人口が2万人という数字を客観的に正当化する根拠がはっきりしない中、将来的にも現在の定数で市民や市議会が納得するのか再度確認をするなど、何らかの軸となるものを置いて定数の適正性について根拠付けをすべきである。

第5回調査会（平成24年12月6日）

（前回の要求内容に従い）議会局より、資料の提供及び説明がありました。

「議員報酬」についての主な意見・質疑等

- ・現在の議員報酬についての計算の基準がどうなっているのか。市長や行政職との比較で定めているものと考えてよいのか
- ・会津若松市議会の「議員活動換算日数モデル」などを参考として標準的な議員報酬を試算すべきではないか。
- ・モデルとして試算するのであれば、単純な式であるほうが汎用性は高く、あまり細かい内容の試算は必要ない。以前行った議員活動調査の結果をもとに活動時間を算出し、内容に応じて補正する形で参考資料として試算することは可能と考える。
- ・1年目の議員も何十年と働いている議員とでも議員報酬の金額は同じで、仕事そのものの内容としては平等の扱いとなっている。
- ・議員報酬は多く働いたから多く支払うという労働の対価みたいな面だけではなく、住民代表としての身分的な面もあると考える。
- ・他の政令指定都市との比較では妥当と考えるが、社会経済の情勢などに合わせるかたちも考えられないか。
- ・活動の質も大切であるが、その質が明確に判断できないのであれば量で判断することになるかと考えるので、正確なものではないかもしれないが、標準的にどのような活動をどのくらい行っているのかによって試算する必要がある。

「政務調査費」についての主な質疑・意見等

- ・依頼された調査審議事項の政務調査費については、政務活動費と名称を変え、その具体的内容については各自治体が個別に条例に定めるものとなっている。さいたま市議会では2月定例会での条例改正に向け、現在準備を進めているとのことである。本件については、本調査会が調査審議の依頼を受けた段階とは状況が変わっており、政務活動費の用途の範囲や定義などの内容が定まらないことには議論することは困難である。

第6回調査会（平成24年12月26日）

松本会長より会津若松市議会の算定方法を参考とした試算結果の報告と議会局より資料の提供及び説明がありました。

「議員報酬」についての主な意見・質疑等

- ・市長との勤務日数の比較で算出している中で、市長が365日全て働いているとして計算していることについて合理性はどうか。
- ・試算結果は参考にはなるが、この試算方法が一人歩きしてしまう懸念もあり、報告にあたっては注意が必要である。
- ・理念的な観点からも市長の給料と比較することは二元代表制として市長と対等関係にある議会の議員の職務としての位置づけからも妥当性がある。正確性の点では、一日当たりの労働単価に勤務日数を乗じるべきだが、客観的な労働単価は算出できないので、日数なりで総合的に算出する方法は適切かと考える。
- ・各政令指定都市の市長の給料と議員報酬とを比較すると議員報酬は市長の給料に対して大方6割強となっている。

第7回調査会（平成25年1月22日）

議会に提出する報告書について協議・検討を行い、当該報告書の提出をもって、この「議会の在り方に関する調査会」が終了することを確認しました。

○調査審議項目についての報告

これらの議論を踏まえた上での調査審議項目に対する本調査会からの報告は次のとおりです。

I. 「議員報酬に関すること」についての調査審議の報告

議員報酬については、市長の附属機関として設置されている特別職報酬等審議会において必要に応じて答申が行われ、その答申に沿った金額が現在の議員報酬額（平成23年4月1日からは議会で自主的に減額を行っている）となっていますが、本調査会では特別職報酬等審議会とは別な視点から独自に調査審議を行いました。

本調査会においては、議員報酬はそもそも地域の代表者としての身分給としての意味合いもあり、単純に活動時間から算出できる性質のものではない、実社会上の給与などでも綿密に積算され、定められているものは少なく、数値だけから判断できるものではないのではないか、といった意見もあったものの、現在の議員報酬額が適正であるかどうかを議論するにおいては、何らかの試算を行わないことには判断できないとの意見からも試算を行うこととしました。

試算の方法については、議会活動の在り方について先進的な取り組みを行った会津若松市議会の方式を参考とし、本調査会にて議員の議会開会中及び閉会中のそれぞれ2週間の活動実態を把握するために9月に実施した議員への議員活動調査の結果を当てはめて試算を行いました。

試算の概要は次のとおりです。

議員報酬額の試算概要

1 議員活動時間（日数）モデルの算出

議員活動を①議会運営に関わる活動②地域住民との関わりに関する活動③議員としての知識・見識向上のための活動④行事・イベント等への参加⑤広報活動⑥政党活動⑦後援会活動⑧会派活動⑨その他の9つの活動分類に分け議会開会中及び閉会中のそれぞれ2週間（計4週間）の活動実態について議員活動調査を実施しましたが、公務性等を勘案し、下記の6分類の議員活動を議員報酬の対象となる職務として捉え、それぞれの活動の平均時間の合計を2週間分の議員活動時間とし、これを議会の年間スケジュールをもとに1年間に換算し、年間の議員活動時間を算出しました。同時に、1日の議員活動時間を8時間とすることにより1年間の議員活動日数モデルを算出しました。

議 員 活 動	2 週間の平均活動時間 (一人当たり：分)	
	開会中	閉会中
議会運営に関わる活動	3,867	1,177
地域住民との関わりに関する活動	1,247	1,664
議員としての知識・見識向上のための活動	680	1,486
行事・イベント等への参加	384	864
広報活動	220	298
会派活動	63	120
合計	6,461	5,609

議員活動日数（2週間）開会中 6,461 分＝107.68 時間÷8時間≒13.46 日
閉会中 5,609 分＝93.48 時間÷8時間≒11.68 日

○年間の議員活動日数モデルの算出

① 開会中の議員活動日数モデル 125 日

2月・9月定例会 40日（開会日数）×2会期＝80日

6月・12月定例会 25日（開会日数）×2会期＝50日

80日＋50日＝130日（年間開会日数）

13.46日×130日/14日≒125日

※各定例会の開会日数はさいたま市議会の標準的なものとしています。

② 閉会中の議員活動日数モデル 196 日

365日－130日（年間開会日数）＝235日（年間閉会日数）

11.68日×235日/14日≒196日

したがって、年間の議員活動日数モデルは、125日＋196日＝321日 となります。

なお、議員の職務として捉えた活動分類の議員活動の中には、公務性のある活動と私的な活動との線引きの難しい活動が含まれ、また、会津若松市議会が行った試算においても、一度算定した活動時間を精査し直したところ1割程度の見直しが行われていること、本調査会が行った議員活動調査は議員報酬額の算定を目的としていなかったことも考慮し、さいたま市議会の場合については「0.8」の補正を加えることとしました。

そのため、基準となる活動日数モデルは 321日×0.8＝257日 と決めました。

2 議員報酬モデルの算出

議員報酬モデルの算定方法については、同じ公選職である市長の給料をもとに、上述の議員活動日数モデルの比率を市長の給料月額に乗じて試算することにより、議員報酬モデルを算出しました。

$$\begin{aligned} \text{議員報酬月額} &= \text{市長の給料月額} \times (\text{議員の活動日数モデル} / \text{市長の職務日数 } 365 \text{ 日}) \\ &= 1,243,000 \text{ 円} \times (257 \text{ 日} / 365 \text{ 日}) \quad 70.4 \text{ パーセント} \\ &\approx 875,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

議員報酬モデル（月額）875,000 円

以上の結果により、活動の実態をもとにした議員報酬額（月額）については 875,000 円 と算出されました。

その他の参考試算

先述の試算では議員活動調査の結果をもとにした議員の職務として捉えた全体の活動時間に一律で「0.8」の補正を加え算出したところではありますが、委員より議員の本来的な活動である「議会運営に関わる活動」については補正を加えるべきでなく、残りの活動について厳しく見た場合はどうなるか、との意見から「議会運営に関わる活動」については補正せず、それ以外の活動全てに極端な数値ではあるが「0.5」の補正を加え、上述同様の試算を行いました。

その場合の議員報酬額（月額）については 745,000 円 と算出されました。

「議員報酬に関すること」についての調査審議のまとめ

前述の試算結果では、まず議員報酬額は 875,000 円と算出されました。また、議員報酬の対象となる活動を厳しく狭めて試算した場合でも 745,000 円でありました。

試算前の意見にもあったように、本試算は議員報酬額がこの金額であるべきだと示すものではなく、現在の議員報酬額の妥当性を判断するためのものであり、その意味からも今回の結果では、標準的な視点及びやや厳しい視点の 2 点から算出した金額と比べ、議員報酬額 807,000 円（議会の自主的な判断に基づく減額措置のため現状は 722,000 円）は大きくかい離するものではないことが確認できました。

同時に、他の政令指定都市の議員報酬額、または市長の給料との比較などをみてもさいたま市の議員報酬額は大きく離れるものでないことも確認しました。

これらのことから判断すると、現在の議員報酬額については妥当な金額になっているものと考えます。

Ⅱ. 「政務調査費に関すること」についての調査審議の報告

政務調査費については、本調査会の設置以後、国における議論が急速に進み平成24年8月29日には「地方自治法の一部を改正する法律」が成立し、政務調査費から政務活動費とその名称が変更されたほか、従前よりも政務活動費を充てることができる経費の範囲が広がってしまうものと解される内容となっています。

また、その施行に当たっては別に条例で定めるものとなっており、条例の制定に当たっては各地方自治体に委ねられているところであります。

さいたま市議会の条例改正に向けての検討状況を見ると、平成25年2月定例会での改正に向け準備を進めているとのことであり、本調査会で検討するために必要な政務活動費の内容は定められていない状況であります。

このような状況において、本調査会に依頼された調査審議事項について調査審議を行うことは困難であり、本件については、法文及び衆参両議院の総務委員会において可決された附帯決議の内容にもあるように「その用途における透明性の確保について一層努力することを求める」と報告するにとどめさせていただきます。

Ⅲ. 「議員の定数に関すること」についての調査審議の報告

議員定数については、以下の3点を主な判断材料としながら、さいたま市の現状、役割、規模などの多面的視点から、議員の定数の在り方について調査審議を行いました。

主な視点

- 1 地域代表としての議員の役割とさいたま市の地域性との関わり
- 2 さいたま市の合併の経緯における議員の役割の変化
- 3 他の政令指定都市や埼玉県内の他市との状況比較

上記の主な視点からの調査審議内容については次のとおりです。

1 地域代表としての議員の役割とさいたま市の地域性との関わり

議会と市長との二元代表制の下、議会の議員の役割を考えたときに、その主なものとして地域の代表として地元の声を市政に届けるといった役割や行政に対するチェック機能としての役割などがあり、こうした役割を果たすためには、少ない人数であればよいというものではなく、一定の人数が必要であると考えられます。

現在のさいたま市の地域コミュニティの形成状況を見たところ、地区自治会連合会や市立中学校、公民館といったコミュニティの中心的な団体、施設の設置状況が議員定数と近似するところでありました。

また、現在のさいたま市議会の議員には地域代表としての面だけでなく、市域全体を見通した政策を形成する面が求められるようになり、従来の議員の役割から変化がみられるところではありますが、行政区の単位で議員が選出されていることや議会は合議体であり、それぞれの地域の課題と市としての全体的な課題とのジレンマの中でその役割を果たすべきと考えられます。その意味では、現在の議員定数が地域の代表として機能するに適切なのかがもっとも重要な視点と考えます。

本視点に立った検討では、地域コミュニティの代表としての議員の役割や行政のチェックを行う役割、また、地域コミュニティの核となる団体、施設との関連で考えても現在の議員定数60人は議会としての機能を果たすにおいて妥当であると判断します。

2 さいたま市の合併の経緯における議員の役割の変化

さいたま市は、平成13年5月1日に旧浦和市、旧大宮市、旧与野市の3市が対等に合併し誕生した「市」であります。特に大規模な都市同士が合併するといった点では当時は全国的にも類を見ないかたちでありました。

その後、平成15年4月1日には政令指定都市に移行し、9つの区を設置し行政運営を行うようになり、平成17年4月1日には旧岩槻市と合併し、現行の10区による行政運営の体制が整ったところであります。

合併時の旧4市の総議員定数は131人となっていましたが、地方自治法により人口に応じた議員定数の上限数が定められていたことのほか、さいたま市議会としての自主的な判断により現在の議員定数の60人まで削減した結果、合併前と比べ約54%の議員削減となっています。

「1 地域代表としての議員の役割とさいたま市の地域性との関わり」での報告でも述べましたとおり、議会と市長との二元代表制の下、議員の役割を考えたときに、その主なものとして地域の代表として地元の声を市政に届けるといった役割や行政に対するチェック機能としての役割などがあり、こうした役割を果たすためには、少ない人数であればよいというものではなく、一定の議員数が必要であると考えられます。

さらに、現在のさいたま市議会の議員には、上述の合併及び政令指定都市への移行により地域代表としての面だけでなく、市域全体を見通した政策を形成する面が求められるようになっており、そういった点からは従来の議員の役割から変化が現れてきています。

同時に、議員活動調査の内容を見ても、会期中はもちろんのこと閉会中においても十分な活動を行っている実態からも、現在の議員定数で効率的な議会運営が行われていると考えられます。

また、さいたま市が誕生して10年が経過し、従前と比べ大幅に削減した現在の議員定数での議会の活動についてもようやく状況的にも落ち着いてきたところでもあり、上述の議会の役割を果たす上では、もう少し様子を見ることも必要ではないかとの意見もありました。

本視点に立った検討では、合併による削減のほか、議会独自でも更なる削減に取り組み一定の効果を挙げていることや、合併前の旧市時代から変化した市政の環境及びそれに対応する議員の役割の変化などを勘案するに現在の議員定数は妥当であると判断します。

3 他の政令指定都市や埼玉県内の他市との状況比較

本調査会としては、単純なデータ比較での検討に留まることはしない意向ではありますが、現状のさいたま市議会の議員定数が他の地方自治体と比べどのような位置付けなのかを検討することは重要であると考え、指標のひとつとしました。

政令指定都市の中には、議員1人当たり人口の19市平均が22,392人であるのに対し、さいたま市は20,543人であり、順位においても20市中10番目となっていました。

埼玉県内の他市との比較においては、議員1人当たり人口はさいたま市以外の県内38市の平均が5,867人であり、2番目に多い川口市でも14,049人と、さいたま市の数値は群を抜いたものとなっていました。

また、平成23年の地方自治法の一部改正により、議会制度の自由度を高めるための措置として、議員定数の法定上限が撤廃されたものの、それ以前に法で定められていた上限数に議員1人あたり人口〇〇人といったモデルのようなものや、議員定数の適正性の数値として具体的に根拠付ける何かがあればと模索したものの、そういった具体的指標は見出せませんでした。

本視点に立った検討では、他の政令指定都市と比較してもさいたま市の状況は著しくバランスを欠くものではなく、また埼玉県を代表する県内唯一の政令指定都市としても現在の議員定数は妥当であると判断します。

「議員の定数に関すること」についての調査審議のまとめ

以上の3つの「主な検討視点」をはじめ、多角的な視点からさいたま市議会の議員定数の在り方について調査審議した結果、政令指定都市のほか埼玉県内の他市との比較においてもバランスを欠くものでもなく、また、合併時の旧4市の総議員定数と比較してもすでに約54%の議員削減を行っている中で、政令指定都市となったさいたま市における議会の議員の役割の変化、地域コミュニティの代表としての議員の役割や市政の監視機能、調査機能、政策形成機能などを考えても現在の議員定数60人は妥当であると考えます。

また、行財政改革が叫ばれる中、議員の定数に関しては、コストカットの側面ばかりが強調され、選挙のたびに削減数が議論されるという悪循環が繰り返されています。

こうした傾向は、議会本来の機能を果たすためにも、そろそろ終止符を打つ必要があると思われる。

○調査会を終えるにあたって

平成 24 年 6 月 5 日の第 1 回調査会以来、約 8 ヶ月にわたり、計 7 回の調査会を開催し、依頼された 3 点の事項について、調査審議を行いました。

今回の調査審議事項である「議員報酬」「政務調査（活動）費」「議員定数」は、いずれも議会と議員の役割に直結する重要な事項であり、それぞれが相互に関連していることを考慮しながら議論を進める必要があり、個別の事項として結論を出すことは容易ではありませんでした。

本調査会としては、可能な限り区分し議論を行ってきたところではありますが、基底にある考え方は、「二代表制の下、議会本来の機能を発揮するためにはどうあるべきか」ということです。議員の専門化が進む中で、十分な議員活動を行い、かつ生活給的な意味合いを含めての議員報酬はどうあるべきか、また、執行機関である市長と議決機関たる議会との間の緊張感ある対等関係を前提に、議員が、チェック機能、及び、地域代表として民意を反映する役割を果たすために議員定数はどうあるべきかを、総合的に検討する必要がありました。

調査会として、結論をまとめるに際しては、数量的な比較や試算に加えて、議員各位へのアンケート調査により活動実態を把握するなど、様々な視点から調査審議を行ったところであります。

本報告書の内容は、上記の考え方を基底に置きながら議論を重ねた結果とご理解いただくとともに、報告書中に列挙した各委員からの具体的意見・提案についても、ご斟酌いただきたいと存じます。

本報告書が、今後のさいたま市議会における議会機能の充実を目指した「議会の在り方」に関する議論の一助となることを期待し、報告書の結びといたします。

卷 末 資 料

さいたま市議会議会の在り方に関する調査会設置要綱

(設置)

第1条 さいたま市議会基本条例（平成21年さいたま市条例第55号）第14条第2項の規定に基づき、議会の公正性及び透明性の確保並びに自律性の向上に資する事項について調査審議するため、さいたま市議会に議会の在り方に関する調査会（以下「調査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 調査会は、議会の公正性及び透明性の確保並びに自律性の向上に資する事項として次に掲げるものを調査審議し、議長に報告する。

- (1) 議員報酬に関すること。
 - (2) 政務調査費に関すること。
 - (3) 議員の定数に関すること。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、議会の改革に必要と認める事項として議長が指定したものに關すること。
- 2 調査会は、必要に応じ、前項の規定による調査審議等の状況を議長に中間報告することができる。

(組織)

第3条 調査会は、7人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、地方自治制度に関し学識経験のある者その他議長が必要と認める者のうちから、議長が委嘱する。
- 3 調査会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 4 会長は、調査会の会務を総理し、調査会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 調査会の会議は、必要に応じて開催する。

- 2 調査会の会議は、会長が招集し、その座長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、議長が招集し、会長が定められるまでの間、その職務を行う。
- 3 調査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会長が必要と認めるとき又は調査会の会議において議決したときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、第2条第1項の規定による報告を行ったときまでとする。

(会議の公開)

第6条 調査会の会議は、公開する。ただし、会長が特に必要と認めるときは、調査会に諮ってこれを公開しないことができる。

(庶務)

第7条 調査会の庶務は、議会局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調査会の運営に必要な事項は、議長が調査会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

さいたま市議会議会の在り方に関する調査会公開要領

(趣旨)

第1条 この要領は、さいたま市議会議会の在り方に関する調査会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第6条の規定によるさいたま市議会議会の在り方に関する調査会（以下「調査会」という。）の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 調査会の会議は、傍聴を希望する者に傍聴を認め、さいたま市議会図書室において審議会の会議で行った調査審議に関する資料（以下「会議関係資料」という。）を閲覧に供し、及びさいたま市議会ホームページへ会議関係資料を掲載することにより公開する。

(会議の開催の周知)

第3条 調査会の会議を開催しようとするときは、あらかじめさいたま市議会のホームページにその旨を掲載する方法により周知する。

(傍聴席の区分)

第4条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴の手続)

第5条 会議を傍聴しようとする者（次項に規定する報道関係者を除く。）は、傍聴受付簿（様式第1号）に住所及び氏名を記入し、傍聴券（様式第2号）の交付を受けなければならない。

2 取材等のために調査会の会議を傍聴しようとする報道関係者は、傍聴受付簿に所属する報道機関等の名称及び事務所の所在地を記入しなければならない。

3 第1項に規定する傍聴券の受付は、会議の当日、所定の場所において受け付ける。

4 傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、係員から求められたときは、傍聴券を提示しなければならない。

5 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(傍聴人の定員)

第6条 傍聴人（報道関係者を除く。）の定員は、5人とする。ただし、調査会が特

に認めるときは、当該定員を超えて傍聴をさせることができる。

(会議関係資料の提供)

第7条 会議関係資料（さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号）第7条に規定する不開示情報に該当する部分を除く。以下同じ。）は、当該会議の都度傍聴人に提供するものとする。ただし、会議の資料が貴重、高額又は大量である等提供することに著しい事務上の支障があると認めるときは、この限りでない。

(傍聴することができない者)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、調査会の会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第9条 傍聴人は、調査会の会議を傍聴するに当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、襟巻きの類を着用しないこと。ただし、病気その他のやむを得ない理由により会長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしない

こと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第10条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第12条 傍聴人がこの要領に違反したときは、会長は、これを制止し、その指示に従わないときは、これを退場させることができる。

2 傍聴人は、設置要綱第6条ただし書の規定により調査会の会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(会議結果)

第13条 調査会の会議が開催されたときは、速やかに、開催した会議の概要及び結果並びに会議関係資料を、市議会のホームページで公表するものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、調査会の公開に関し必要な事項は、会長が調査会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成24年6月5日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

さいたま市議会議会の在り方に関する調査会 傍聴受付簿

受付番号	住所又は名称	氏名又は名称

様式第2号（第5条関係）

（表）

交付番号
年 月 日開催分 (交付当日のみ有効)
さいたま市議会議会の在り方に関する調査会
傍 聴 券
※ 裏面の注意事項をよくお読みください。

（裏）

傍聴される方へ（注意事項）
1 傍聴席では、次の事項を守ってください。 (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。 (2) 談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎたてないこと。 (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。 (4) 帽子、外とう、襟巻きの類を着用しないこと。ただし、病気その他のやむを得ない理由により会長の許可を得たときは、この限りではありません。 (5) 飲食又は喫煙をしないこと。 (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。 (7) 許可なく写真、映画等を撮影し、又は録音等をしないこと。 (8) その他会議の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしないこと。
2 傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
3 この傍聴券は当日限り有効ですから、退場するときは係員に返還してください。

議会の在り方に関する調査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

	氏 名	役職等
会長	松本 正生	埼玉大学経済学部教授
副会長	牛山 久仁彦	明治大学政治経済学部教授
委員	清宮 安雄	さいたま市商店会連合会会長
委員	田口 邦雄	緑区区民会議会長
委員	田口 花子	弁護士（高砂法律事務所）
委員	田村 達久	早稲田大学法学学術院教授
委員	中村 みよ子	さいたま市自治会連合会副会長